

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会
再生ビジョン部会報告書

平成 18 年 2 月 24 日

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策
検討委員会再生ビジョン部会

目 次

I 再生ビジョン部会における検討概要

- | | |
|------------|-----|
| 1 検討事項 | P.1 |
| 2 部会における検討 | P.1 |
| 3 まとめ | P.3 |

II 関連資料

- | | |
|----------------------|-----|
| 資料1 再生ビジョン部会における検討経過 | P.5 |
| 資料2 第5・6回部会説明資料 | P.6 |
| 資料3 再生ビジョン部会委員名簿 | P.7 |
| 資料4 部会概要（1回～12回） | P.8 |
-

平成16年5月27日、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）に、検討委員会要綱第7条第1項の規定に基づき再生ビジョン部会が設置された。以後市民勉強会を含めて12回にわたり検討を行ってきたが、部会として検討内容をとりまとめたので以下のとおり報告する。

I 再生ビジョン部会における検討概要

再生ビジョン部会では、市民の安全と安心を確保することを目的として、再発防止の仕組みづくりと現地の廃棄物処理方策について検討するため、12回にわたって会議を開催した（資料1）。

なお、このうち8回は、市民とともに産廃行政の仕組みや再発防止などについて意見交換を行う市民勉強会として開催した。

当部会における主な検討事項は以下のとおりである。

1 検討事項

① 市民協働による不法投棄の再発防止について

今後の対策や再発防止の仕組みづくりなどについて市民の相互理解を深めつつ、市民との協働による取り組み方策を検討する。

② 現地の廃棄物処理方策について

委員会及び技術部会における対策方針の検討内容を踏まえ、対策実施後の現地再生に向けた基本的な処理方策について検討する。

③ その他

上記のほかに、適宜必要な事項を検討する。

2 部会における検討

調査結果に基づく技術部会における検討内容も踏まえつつ、恒久的な対策実施後の現地の再生をいかに図るべきかを念頭に、さらに事案の解決に向けた市民協働による取り組み方策を検討した。

さらに、産業廃棄物行政全般の課題や今後の方策などについて、広く市民の相互理解を図るため、市民と委員とが自由に意見交換を行う市民勉強会を開催した。勉強会では、市民が自主的に参加し、処理方法、市民生活のあり方や産廃行政の課題など、多岐に亘って活発に意見交換が行われた。

その過程で出された主なものは概ね以下のとおりである。（意見全般の詳細については資料4参照）

① 再発防止の仕組みづくりについて

本事案に対する対症療法的な対策の検討のみでなく、産業廃棄物行政の仕組みのあり方なども含めて、本事案を契機として、今後このような事態を招かないための

仕組みを、行政・事業者・市民の協働によりいかに構築していくかといった観点から、部会長私案をベースに検討を進めた。

また、市が現在進めている環境基本条例制定に係る取り組みの中で、再発防止等に係る取り組みも包含しているものであることから、あわせて市担当部局に説明を求め、これも含めて検討を行った。

- 全体的な問題は国レベルの問題であり、そのレベルでゴミを出させない仕組みづくりが必要。(第3回勉強会)
- 市民参加による協働組織を立ち上げることで抑止効果も期待できるのではないか。(第3回勉強会)
- 意識啓発や効率的なリサイクルシステムなど、循環型のシステムに転換すべき。(第3回勉強会)
- 私案にあるような市民参加による協働組織の設置は、市民への啓発や情報提供を進める上で必要と考える。(第5回勉強会)

② 役割分担について

- 産廃のみでなく一廃でも焼却灰の捨て場がない。産業界ばかりでなく市民一人ひとりの問題という認識で取られるべき。(第2回勉強会)
- 産廃行政は県若しくは広域、あるいは国レベルで対応するようにすべき。(第4回勉強会)

③ 責任追及について

- 排出事業者の責任が初めて問われており、徹底してやることが岐阜モデルにつながる。(第3回勉強会)
- 排出事業者には精一杯撤去させてもらいたい。また不作為があるなら職員の給与の返還などがあってもいいのではないか。(第6回勉強会)

④ 今後の対策について

- 地域外の人が不安を煽るようなことを言うが、調査結果次第では20年くらいかけて処理してもらえば良いと思う。(第2回勉強会)
- 安全性を確保し財政的な負担を抑える一部残置が現実的な選択肢でないか。(第6回勉強会)
- 実行可能で合理的な案をとるべき。(第6回勉強会)
- 地元としては全量撤去以外のどのような対応にも理解は示せない。(第9回部会)
- 全量撤去の場合、費用が大きすぎて他への影響が出てくるため、市民合意は難しいのではないか。(第9回部会)
- 単に処理運搬するだけでは費用が消えてしまうことになるため、地元施設を作り処理したら良い。(第9回部会、第8回勉強会)

- 一部撤去第3案を基本として、実質的な全量撤去に向けて検討してもらいたい。
(第12回部会)
- 孫、子のことを考えると全量撤去すべきである。(第12回部会)

⑤ 費用負担について

- 原因者からの徴収は当然として、行政・議会・企業・市民の良識ある判断による負担を考えてはどうか。(第2回勉強会)
- 産廃問題は国政上の問題であり、岐阜市が全部背負い込むようなことは絶対すべきでない。(第4回勉強会)
- 費用の相当部分は税金で賄わざるを得ないと思うが、市民生活がどうなるかが心配。(第7回部会)
- 犯罪の処理に税金を使うことはなかなか納得できない。(第7回部会)
- 森林法を所管する県にも応分の負担を求めていくべき。(第7、8回勉強会)

⑥ 再生について

- 植生の回復はコスト次第。要は最終的にどういうものを要求されるかである。
(第9回部会)
- 跡地は環境教育的な施設があってもいいと考えていたが、今は緑地以外には考えられない。(第9回部会)

⑦ その他

- 第3セクターなど、対策費用を地域に還元できるような処理方法を考えてもらいたい。(第12回部会)

3 まとめ

このような意見を踏まえて検討の結果、当部会としては検討内容について以下のように提言としてまとめることとした。

(1) 市民協働による不法投棄の再発防止について

再発防止について	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業廃棄物の処理は国家レベルで対処すべきことであり、国に不法投棄の防止策と不法投棄された産業廃棄物処理費用の負担を求めること ② 市及び市民にできること <ul style="list-style-type: none"> ア 当事案の今後の監視あるいは廃棄物問題の啓発等を目的とした市民参加による協働組織（市民参加型の委員会）を設置すること イ 循環型社会の構築に努めること
役割分担について	産廃行政の所管については県以上のレベルとすることが望ましく、そのような仕組みの構築を国・県へ働きかけること

責任追及について	排出事業者等の責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること
----------	---------------------------------

(2) 現地の廃棄物処理方策について

責任追及について	排出事業者等の責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること
今後の対策について	<p>① 全量撤去を前提に、行為者及び排出事業者等に対して責任に応じて撤去を求めること</p> <p>② 代執行も止むを得ない状況が見込まれる場合、当委員会における検討結果や調査結果などを総合的に勘案し、まず混合物主体層全量を掘削・選別し、将来的に支障を及ぼすおそれがないとは言えない木くず、紙、布、プラスチック類の撤去を進め、金属類などそれ以外の廃棄物については、選別状況やモニタリング調査結果などを踏まえて判断すること</p> <p>③ 選別・撤去にあたっては、資源としてのリサイクルの可能性も考慮すること</p> <p>④ 地権者及び地元等の理解を得られれば、現場での廃棄物の処理施設設置も考えられること</p>
費用負担について	<p>① 代執行が見込まれる場合は、事業者、職員等からの拠出による基金の設置などを検討すること</p> <p>② 引き続き国・県へ財政支援を求めること</p> <p>③ 対策の実施にあたっては、市の施設の活用や最新技術の導入など、費用の低減に極力努めること</p>
再生について	コストを考慮したうえで、植生による緑化が適当であること

(3) その他

その他	対策実施にあたっては、地域経済に寄与できるような方策を検討すること
-----	-----------------------------------

II 参考資料

- 資料 1 再生ビジョン部会における検討経過
- 資料 2 第5・6回部会説明資料
- 資料 3 再生ビジョン部会委員名簿
- 資料 4 部会概要（1回～12回）